

戯画「国会願猛蛇」が

弾圧を受けた原因

— 明治初期の政治と文化の一断面 —

高瀬 永 アレキサンドラ

はじめに

近年、日本の漫画はその大量の生産・消費の構造から、またそれに伴う需要からサブカルチャーとして注目される傾向があり、漫画という媒体そのものが、高い経済効果をもたらす産業として、あるいは文化として認識されている。一九八四年（昭和六十年）の「青少年白書目次総覧Ⅱ第七巻」にはすでに若者の生活スタイルに関して「マンガ」の項目が掲げられているし、二〇〇九年の六月に首相に就いていた麻生太郎は同年の二〇〇九年度の補正予算案に「国立メディア芸術総合センター（仮称）」（毎日新聞、二〇〇九年、八月二十九日 朝刊）という漫画やアニメなどの収集展示やクリエイターの育成などを行う施設の建造案を掲げていたことは記憶に新しい。かつて批判的に認識されていた漫画のイメージはいまでは払拭され、逆に漫画にたいする研究や評論が肯定的に行われるようになってきた。石子（一九八八）や清水勲のような漫画史研究や、フレデリック・L・シヨットののような作家論を交えた漫画

化論など、研究内容も多彩である。これらの漫画でよく述べられるのは、ストーリー漫画（近現代に登場した、コマと呼ばれる枠の中に映画のように連続的に絵をみていく物語形式の漫画である。この他に一コマ漫画、四コマ漫画、不条理漫画、風刺画がある。）一方、風刺画（もしくは風刺漫画、場合によっては一コマ漫画もこれにふくまれる。）は、現在の大量消費の循環の連載が多いストーリー漫画と比べて、作品発表の場もすくなく、需要も少ない。しかし一介の風刺画が政治に影響を与えることもあり、風紀や良識以外の意図で、すなわち政治において発行禁止や処罰をうけたこともある。そうした風刺画は、日本では自由民権運動が広がる明治初期にその姿を現すようになった。筆者は明治初期に創刊された風刺画（風刺画に関して当時は戯画と呼んでいた。以降戯画と表記する。）を中心に、^{〔注1〕}『團團珍聞』をに着目した。

『團團珍聞』は明治十三年三月十四日に創刊され、毎週土曜日発行で、戯画を中心として雑録や川柳、狂歌、寄書（投書）等の掲載をしていたが、明治十三年七月三十一日（第一七一号）に戯画「国会願猛蛇」^{〔注2〕}〔図1〕を掲載した後に東京裁判



〔図1〕 「国会願猛蛇」明治13年7月31日第171号

所から「禁獄」刑という決して軽くは無い実刑判決を下される。前述の清水（一九八〇）（26P—32P）によれば、それは戯画が取り締まりを受けた最初のケースであるという。しかし、この戯画が発表されたのは『團團珍聞』の創刊号から約三年後のことである。何故、戯画「国会願猛蛇」は摘発を受けたのか。それまで『團團珍聞』の紙面において政治がからむ戯絵や文はなかったたのであるうか。あったとしたならば、弾圧の対象とされなかった原因は何か？あるいは、なかったとしたら、どのような原因で戯画「国会願猛蛇」は掲載されることになったのか。『團團珍聞』の紙面の掲載内容は戯画「国会願猛蛇」の登場する経過に紙面上では、掲載内容に変化があったのかどうか。明治元年から戯画「国会願猛蛇」が描かれるまでに、明治政府の反応（弾圧）は、もとより過剰であったのか。それとも次第に厳しい処分をするようになったのか。それとも、逆に戯画「国会願猛蛇」における嚴重な処罰は『團團珍聞』が政治批判の趣を濃くしたために起こったのか。また、その当時の『團團珍聞』の読者層はどのようなものであったのだろうか。そしてこの読者層は弾圧の原因に関係があるのかどうか。また、他の新聞や、日本を描いた海外の風刺画家の作品の処分と何か異なる部分があるのかどうか、これらの疑問に仮説を立てて、復刻版の『團團珍聞』の紙面に描かれた風刺画を読み解きながら検証し、自分なりの結論を導き出そうと考えている。この仮説、検証、結論を導きだすことによって、当時販売されていた雑誌の一視点から、政治における皮肉と滑稽に隠された当時の大衆の主張を知ることができるのではないだろうか。またこの時、政治の批判をする側と批判される側であり、取り締まりを行う側との、相互影響が新聞という紙面の中にも現れるのかどうかかわかるはずである。

修士論文では主に上記したことを、掲載新聞の概略と明治初期（明治元年から十三年前後を目安に、また、当時の筆禍問題などについても論じる予定であるが、この研究ノートに関しては、論点とする戯画「国会願猛蛇」の弾圧の原因の仮説と検証についての記述を行うこととする。仮説については以下の疑問解消型の七つの設問を設けた。

- (a) 突発的・偶発的に誕生したものか
 - (b) 創刊号当初から、弾圧を受ける可能性のある戯画や記事をかいていたのか
 - (c) 弾圧を受けるような戯画、記事が増加したか
 - (d) 読者層・発行部数拡大と弾圧における何かしらの内在的要因があったかどうか
 - (e) はじめから、政府の弾圧の処分は厳しいものであったのか
 - (f) 政府の取り締まりが次第に過剰になっていったためか
 - (g) 弾圧の処遇が他の新聞や戯画と比べて重いのか軽いのか
- では、これらのことを「團團珍聞」の紙面を参照しながら、具体的に触れてみる。

(a) 突発的・偶発的に誕生したものか

『團團珍聞』では創刊号第一号（明治十年）から、戯画「国会願猛蛇」が第一七一号に描かれるまでには七百七十三点、そのあと、明治十月十二月十八日第九百九十二号までを含めるとその間計八百三十六点の挿絵が掲載されている。その中の内訳には戯画のほかに広告などの挿絵や同じ絵を再度載せる、いわゆる流用の絵も若干も含まれる。『團團珍

「聞」は毎号十六頁構成の中で、片面の内、半分もしくはそれ以下の面積の戯画か、片面一頁の戯画が多く、見開きの二頁構成の戯画や流用の絵は少ない。戯画「国会願猛蛇」が描かれるまでに二十一点ある。明治十年（一八七七）の見開きは四点、明治十一年（一八六七）は九点と比較的多めで、明治十二年は三点と少なめ、同年代の明治十三年（二七八〇）の見開きの戯画は戯画「国会願猛蛇」を含めて四点存在する。一方、ほぼ九割の確率で、片面一頁や、片面半分（あるいはそれ以下）のサイズの戯画が紙面の多くを占めている。

戯画「国会願猛蛇」は、不安定な丸太を通ろうとする官員の姿が描かれている。この官員の周りを取り囲む獣らは「人身背猴」、「難洪経犀」、そして二匹の「願猛蛇」である。これらは、当時の政治が人身に背き、また、苦しい経済状況を示しており、二匹の蛇は文中、「こっくわい」（国会を意図）と鳴いて、国会設立の要求を唱える戯画であるが、この点に関して述べれば、国会開設に関する要望や、国会開設の提案の却下に対する不満の記事といったものがいくつかすでに戯画や文で記されている。例えば明治十二年十一月二十二日第百三十五号には「さるのあやつり愛国座元伊多垣丈ら」と題されたもので国会がなかなか開設しないことを述べているし、国会開設の却下に関しては、明治十三年五月二十九日第百六十二号の「茶説」の中で「失望ノ説」と副題を付けて不満をあらわにしている。また、その周囲の獣たち「難洪経犀」や「人身背猴」、に関連する戯画や文章等は、これ以前に多く描かれている。そのため、戯画「国会願猛蛇」が突発的・偶発的に誕生したものではないといえる。

(b) 創刊号当初から、弾圧を受ける可能性のある戯画や記事をかいていたのか

当初より『團團珍聞』では世の中の事象や出来事を滑稽で描くことを趣旨としていた。だからこそ『團團珍聞』の創刊号の最初の見出しには「演舌」という項目で創刊に関しての説明を以下のように述べている。

今新しき於東京繪を入れて摺りだす新聞は彼の西洋のボンチてふ洒落た模やうに見真似せしものにはあらで我が国に滑稽つくす戯言はかずかずあれど公やけに梓に上することはまず忌み憚りてむつがゆき背中へとどかぬ手の如とく自由にならぬは昔しのこと今文明の恩澤に管許を受けてあからさま打ち明けて書く新玉の光は自つから闇の野蠻の肝玉を磨く為にと手短に表は早くお理會の川柳氣取内證に味と附けたる手前味噌（以下略）

というようなことが記されており、戯画中心に新聞を展開していくことを述べ、また、明治十年四月七日第三号では、民権運動に絡めて権利を剣と言ひ換えて、権利のことを述べた戯画および記事が描かれている。しかし、民権運動や、政治ないし政治家に関するものよりも、明治十年代は西南戦争がタイムリーな話題であったため、はるかに西郷隆盛、及び西南戦争への非難などを取り扱ったものが多かった。〔図2〕は西南戦争でたびたび敗北し、撤退を迫られ追ひ詰められていく西郷隆盛たちの様子を描いた戯画である。もちろん政府批判に関する戯画、文章がまったくなかったわけではないが、頻度や面積の占める割合は少な



〔図2〕 西郷隆盛（西南戦争）に関する戯画
明治10年10月21日第31号



〔図3〕 役人の取り締まりに関する芸者の苦情
明治10年7月21日第18号

いため、当初から、取締りを受ける内容は少なく、描かれていてもさりげなく表現されていた。

ちなみに、時として、政治家（役人）当時の言葉でいうなれば、官員は鯨の姿で描かれることもあった。〔図3〕は官員の取り締まりに関して、芸者が苦情を述べている図である。官員が鯨と表現されたように、芸者は猫と表現されていた。

(c) 弾圧を受けるような戯画、記事が増加したか

明治十年代西南戦争が終結し、明治十一年代に入ると、今度は新政府よりの立場をもっていた『團團珍聞』は、紙面の中でも「立憲改進黨」と「茶説」の中で自らを称し始めるようになる。そして、当時の政治の情勢を表す戯画が登場するようになる。それが「激剣会」〔図4〕にな



〔図4〕 「激剣会」明治11年3月2日第50号



〔図5〕 「激権」明治12年4月26日第105号

るわけだが、このなかでは、画面右端のしなびた力をもたない地方政権の姿をよそに画面中央で憤怒の顔をして仁王立ちのようにまっすぐに立っている中央政権が一番権力をもっていることが上部の文章で述べられている。一方『團團珍聞』の立場たる「立憲改進黨」は画面左側の奥、刀が納まっているのか、長身の袋状のようなものをもちきりとした表情で、周囲の様子を伺っている。そして、翌年明治十二年の四月二十六日第一〇五号革新の蜂起を促す剣道の戯画「激権」〔図5〕が描かれる。それには、このようなことが語られている。

西南切込以来権術が流行りだし、分署でも学校でも激権の聲喧囂しく又諸國では縣會が始まり皆が権々と言って権の世の中二成たのに左

様先政に斗（ママ）り閉口してハいけぬ一同に張込んでヤツタウヤツ
 タウミンな気がそろえて権術を遣やア先政にだつて負けるものか

また、戯画の中の政治家の顔は次第に克明に表現されたり、政治家の名前が戯画にさりげなく記されたりするなど、取り締まりや弾圧に触れる戯画は増加していったと確認できる。

(d) 読者層・発行部数拡大と弾圧における何かしらの内在的
 要因があったかどうか

『團圓珍聞』は創刊されてから、以後約三十年続いたが、第一号の時は、五千部程度の発行に過ぎなかった。しかし、他新聞や他雑誌で類を見なかった、ポンチ絵（於東京絵）と平仮名や、漢戯文、英和訳などが盛り込まれた『團圓珍聞』では戯画「国会願猛蛇」が描かれる明治十三年までは発行部数の上昇が見られる。先行研究の山口順子解説・北根「監」（一九八一）の作製した発行部数の表をみると、発行部数の総計を年代ごとに見ていくと明治十年は一四九、九〇二部、翌年の十一年には二二九、五一〇部、明治十二年は二一五、二九七部、明治十三年は二五九、九八六部、と、増加を辿っている。（また、明治十一年八月三日第七十二号の最終頁をみると、部数の増加は売捌所府外の千葉や新潟など規模の拡大がみられるのが確認できる。）ところがこの増加は明治十四年からは減少に転じている。

弾圧に触れる戯画の増加と、発行部数の増加における読者の拡大と、ともに比例傾向にある。そのため双方は全くの無関係とはいえず、何か

しらの要因があったといえる。しかしながら、明確な理由が現段階で不明瞭なため、これを内在的要因と表現した。

(e) はじめから、政府の弾圧の処分は厳しいものであったのか

政府の取り締まりに関して、興津（一九九七・7P）によれば旧幕臣の福地桜知（福地源一郎）が慶応四年に『江湖新聞』を創刊し発行するが、この新聞の十六号に掲載した「強弱論」という記事を書き筆禍にあっている。また、旧幕府側の発行した新聞がすぐに発行禁止になるなど、はじめから政府の取り締まりは厳しいものであったといえる。また、官許がなければ、新聞の発行ができなかった。これは明治八年に施行された新聞紙条例により、新聞紙の発行に関して、官員がチェックし、監視するものであった。このようなケースを知る限り、政府の取り締まりは抑圧的であり、厳しいものであったと考えられる。

(f) 政府の取り締まりが次第に過剰になっていったためか。

前述で、「激権」の戯画等を紹介していったが、激剣直後、戯画の内容はまた、政府に抑圧されるかのような戯画が登場する。それが〔図6〕十三年五月一日第一五八号の「民に竈勇氣の焚付」である。これによる

「金で鳴く是ハ山木で拵へた錠鈴だから火の手を禁止すれば為ほど
 燃上がり國粥や集粥が下の方から愚頭々々言て沸たつぞもつと色々な

ものをへしくべ焚附ける焚附ける」

「壓バ壓はど持上ッて来るといふと自己の股ぐらの何かを見た様で

エヘン御座候」

と記されている。山木とは「参議」のこと、錠鈴は「条例」という意味がそれぞれ込められている。画面手前には、政府もしくはは政治を象徴する上着を着た人物が、民権釜に新聞紙条例等と書かれた木をくべており、新聞紙条例等における民権運動の禁止を批判したものである。また、その後の『團團珍聞』の紙面上では、集会禁止の法律に関する戯画も描かれたりするようになっていった。明治十六年には、三島通庸が自由民権運動の弾圧を更に顕著に行うようになっていった。そのことから、政府の取り締まりは次第に、過剰になっていったと考えられる。



【図6】 民に竈勇氣の焚付
明治13年5月1日第158号

(g) 弾圧の処遇が他の新聞や戯画と比べて重いのか軽いのか

前出の福地桜知が、「強弱論」を掲載し、筆禍とされ、処罰された時は興津（一九九七・7P）によると「福地源一郎は、札問所に連行されて、二十日あまりの獄中生活のうちに、ようやく放免になった。」という。また、時代は下るが、明治十四年ごろから、『團團珍聞』で、戯画を書き始める小林清親もまた、何度か描いた戯画が政府より処罰を受けている。例えば、明治十七年の三月八日の『團團珍聞』での戯画「飛んだ嫁子」を描き、持ち主と編集人に各々五十円の罰金刑を受けたと述べている。清水（一九九七）また、清親の書いた絵に関して、「転覆六家撰」という浮世絵が発禁処分にあい、絵の依頼をした絵草紙屋原胤昭が「罰金三千円、軽禁固三箇月の刑をうけた（以下略）」酒井（二〇〇八・91P）という。

また、明治十六年に小林清親は「天副六歌仙」という題の浮世絵を出して依頼者の原発行禁止と、罰金刑、ならびに半年ほどの禁獄刑を受けている。このようなケースのみをみる限りでも、「国会願猛蛇」禁獄刑は重いことがわかる。時代背景をもとに考えてみても、実際に国会が設立するのは明治二十年代と時代が下ってからである。

まとめ

新聞は官許において言論は監視下にあった。その中で『團團珍聞』は戯画を中心として雑録や川柳、狂歌、寄書（投書）等の掲載をしていたが、明治十年代は士族の反乱や西郷隆盛の批判戯画を頻繁に記事にして

いたが、其の後は、政府に対しての批判や窮状を記す戯画をよく描くようになり「激権」というような戯画も描かれるようになっていった。更に、弾圧は新聞紙条例等の形で次第に強化されていった。その上で、戯画「国会願猛蛇」に見られる表現は、政府の批判を次第に強めた上で描かれた批判戯画であり、経済危機、丸太に描かれるように不安定な政府の姿を鮮明にし、国会開設を要求するという重層的な表現が見開きというダイナミックさで表現されたため、筆禍とされ処罰されたと考えられる。

【注】

【注1】『團圓珍聞』の体裁は現代(二〇〇九年度現在)で述べるところの、「雑誌」の形態に近いため、風刺雑誌などと表記する先行研究者がほとんどだが、創刊号明治十年三月十四日の中で、自らを「新聞」と定義づけているため、これにならった。

【注2】本論では戯画「国会願猛蛇」と称するこの戯画には題名は付いておらず、茨木正治(二〇〇七・p50)のように難渋経厚と表現する研究者もいるが、筆者は清水一九八〇の表記(p32)を参考にし、また、実際獣の名を大きく「願猛蛇」としていることから「国会願猛蛇」と表記することにした。

参照・参考文献一覧

- (1) 相賀徹夫(編)『日本大百科全書18』(小学館・一八六七・p178)
- (2) 茨木正治「メディアのなかのマンガ」(臨川書店・ビジュアル文化シリーズ・二〇〇七)。
- (3) 石子順「日本漫画史」(『現代教養文庫二二〇』・社会思想社・一九八八)。
- (4) 川井良介(編)「出版メディア入門」(日本評論社・二〇〇六)。
- (5) 興津要「明治新聞事始め―『文明開化のジャーナリズム』」(大修館書店・一九九七)。

- (6) 酒井忠康「開化の浮世絵師清親」(平凡社ライブラリー・平凡社・二〇〇八)。
- (7) 『明治新聞雑誌文庫所蔵雑誌目次総覧 芸術編 第61巻』(東京大学法学部付属明治新聞雑誌文庫・大空社・一九九五)。
- (8) 北根豊「監」『團圓珍聞』(一卷・本邦書籍・一九八一)。
- (9) 北根豊「監」『團圓珍聞』(二巻・本邦書籍・一九八一)。
- (10) 北根豊「監」『團圓珍聞』(三巻・本邦書籍・一九八一)。
- (11) 北根豊「監」『團圓珍聞』(四巻・本邦書籍・一九八一)。
- (12) 北根豊「監」『團圓珍聞』(五巻・本邦書籍・一九八一)。
- (13) 北根豊「監」『團圓珍聞』(六巻・本邦書籍・一九八一)。
- (14) 国史大辞典編集委員会(編)『国史大辞典』(七巻・吉川弘文館・一九八六・293p)。
- (15) 産経新聞・二〇〇九・六月二十九日
- (16) 清水勲「明治まんが遊覧船」(文藝春秋・一九八〇) p26―p32
- (17) 清水勲・湯本豪一「明治万葉集」(文藝春秋・一九八九)。
- (18) 清水勲「マンガ誕生大正デモクラシーからの出発」(吉川弘文館・一九九九・p69)。
- (19) 清水勲「近代漫画の誕生」(日本史リブレット55・山川出版社・二〇〇一)。
- (20) 下中直人(編)『世界大百科事典』(七巻・平凡社・一九八八)。
- (21) 青少年白書目次総覧Ⅱ「政府白書目次総覧 第七巻」(一九九九年十二月二十五日第一刷 初出「青少年白書」(昭和五十六年版)昭和五十八年版・総理府青少年対策本部編) (昭和五十九年)平成十年度版・青少年対策本部・編青少年の問題の現状と対策(昭和六十一年度版 青少年白書 第一部(3)①マンガ) 日本図書センター p75。
- (22) 『JAPAN PUNCH』(一卷・雄松堂出版・一九七五)。
- (23) 『JAPAN PUNCH』(六巻・雄松堂出版・一九七五)。
- (24) 杉本邦子著「明治の文芸雑誌―その軌跡を辿る―」(明治書院・一九九九)。
- (25) 木下直之・吉見俊哉(編集)『ニュースの誕生から版と新聞錦絵の情報世界』(東京大26学コレクションⅨ・東京大学総合研究博物館・一九九九)
- (26) 土屋礼子「大衆紙の源流―明治小新聞の研究―」(世界思想社・二〇〇二)。

- (27) 羽島知之(編著)『写真・絵画構成 新聞の歴史』(二巻・新聞の誕生・日本図書センター・一九九七)。
(28) フレデリック L・シヨット/訳 樋口あやこ『ニッポンマンガ論 ―日本マンガにはまったアメリカ人の熱血マンガ論―』(マール社・一九九八)
(29) 毎日新聞・二〇〇九・八月二十九日 朝刊
(30) 山本武利「近代日本の読者層」(法政大学出版局・一九八一)
(31) 湯本豪一『図説明治事物起源事典』(柏書房・一九九六)

(たかせ はるか あれきさんどら・)

本学本学大学院人文科学研究科国際文化専攻